



# 令和8年度 支援を必要とするお子様の就学ガイド

保護者の皆様へ

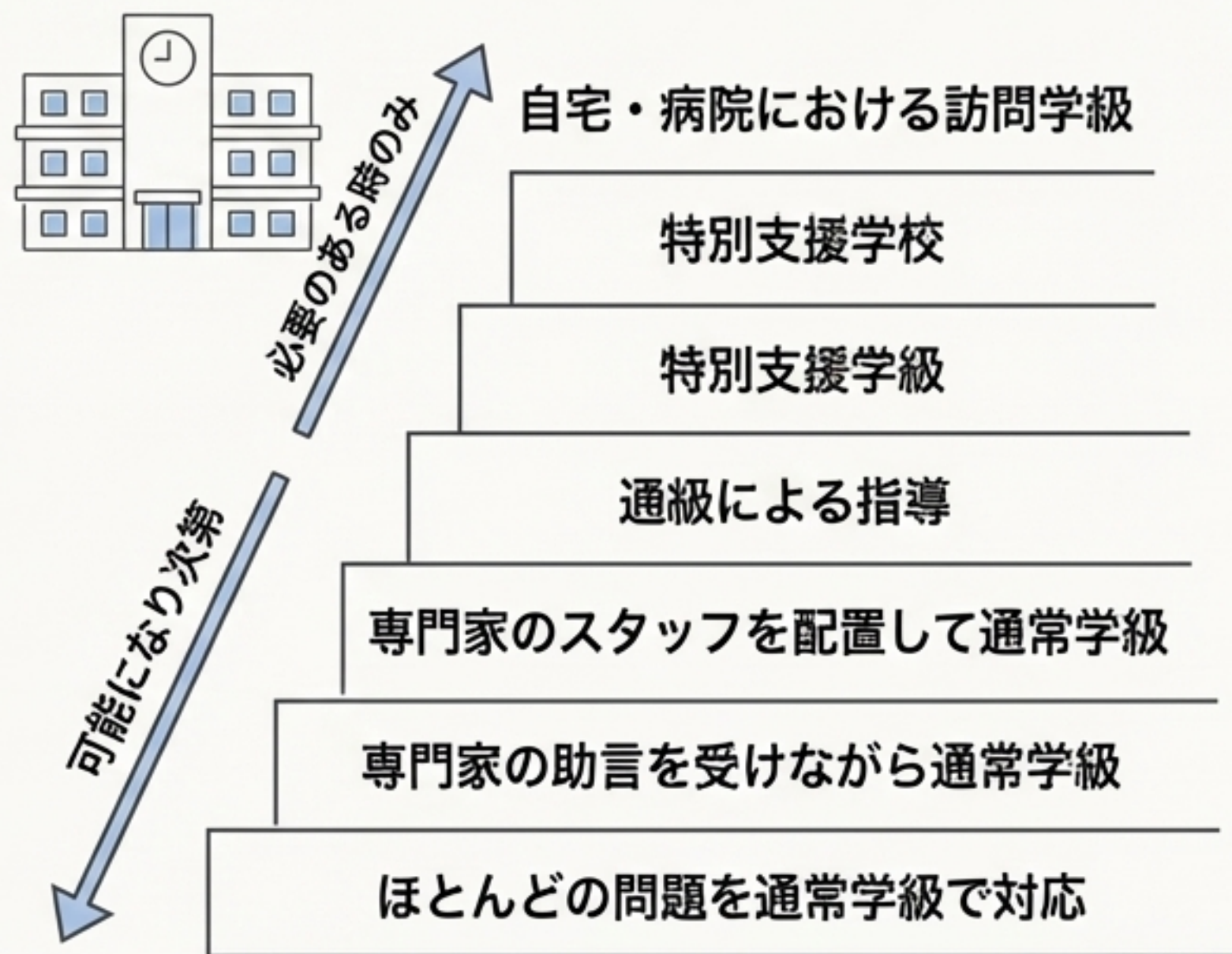
糸満市教育委員会

本資料は、糸満市ホームページよりダウンロードできます。  
動画と合わせてご覧いただくと、より理解が深まります。

# はじめに：支援の 基本となる考え方

お子様の教育的ニーズに応じて、最も適切な学びの場を選べるよう、多様な選択肢が用意されています。これは「連続性のある多様な学びの場」と呼ばれ、支援が必要な時だけ利用し、可能になれば通常の学級での学習へ移行していくことを目指す、柔軟な仕組みです。

## 連続性のある「多様な学びの場」



# 糸満市の学校における「多様な学びの場」

学区の学校には、お子様一人ひとりのニーズに応えるための、主に3つの学びの場があります。また、より専門的な支援を行う県立の学校もあります。それぞれの特徴を詳しく見ていきましょう。



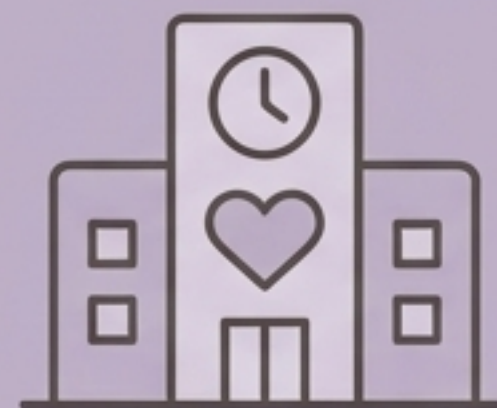
通常学級



通級指導教室



特別支援学級





県立特別支援学校

# 学びの場 ①：通常学級とその中での支援

## 1年生の時間割の例

学区の学校の通常の学級に在籍し、大半の授業を他の児童生徒と一緒に受けます。

### 利用できる支援

-  担任による合理的配慮：座席の工夫、個別の声掛け、タブレット端末の活用など、可能な限りの配慮を行います。
-  特別支援教育支援員の配置申請：必要に応じて、学習や生活のサポートを行う支援員の配置を申請できます。支援員の人数は、学校全体のニーズに応じて決定されます。

月	火	水	木	金
国語	算数	国語	音楽	体育
算数	国語	生活	体育	学活
国語	算数	図工	音楽	道徳
算数	国語	算数	体育	国語
国語	体育	生活	生活	道徳

## 学びの場 ②：通級指導教室とは？

通常の学級に在籍しながら、週に1～8回、個別の計画に基づいて困難を改善・克服するための特別な指導（自立活動）を受ける教室です。

### ● 目的

教科学習の補充ではなく、「自立活動」を通じて困難の克服・改善を目指します。

### ● 対象

弱視、難聴、肢体不自由、言語障害、自閉症・情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など。

※知的障害は対象外です。

通級指導を利用する1年生の時間割の例

月	火	水	木	金
国語	算数	音楽	通級指導 (自立活動)	体育
算数	国語	生活	体育	学活
通級指導 (自立活動)	算数	図工	音楽	道徳
算数	国語	算数	体育	国語
国語	体育	生活	生活	道徳

## 学びの場 ③：特別支援学級とは？

在籍そのものが特別支援学級となり、少人数（1学級8名まで）の中で、一人ひとりの障害の状態やニーズに合わせた教育課程で学びます。

- ✓ 学習内容：小・中学校の学習指導要領を基本としつつ、必要に応じて弾力的に教育課程を編成します。
- ✓ 対象：弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害など。  
※学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)のみの診断では対象外です。
- ✓ 交流学級との連携：週の半分以上を特別支援学級で過ごしますが、各教科や学校行事などで通常の学級（交流学級）の児童生徒と活動を共にします。

# 特別支援学級での1週間の学び（1年生の例）

★マークは、通常の学級（交流学級）と一緒に活動する時間です。

## 知的障害特別支援学級の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導
2	国語	算数	★生活	国語	★音楽
3	★音楽	★図工	単元学習	★体育	算数
4	★生活	国語	自立活動	国語	生活
5	算数	★体育	道徳	★図工	

## 自閉症・情緒障害特別支援学級の例

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	★生活	道徳	★図工
2	算数	算数	★体育	★生活	★図工
3	★体育	★生活	国語	算数	★体育
4	自立活動	国語	算数	算数	国語
5	★音楽	★学活	★音楽	算数	


これは一例です。実際の時間割や交流の時間は、お子様の状況に合わせて個別に作成されます。

## 学びの場 ④：県立特別支援学校

子どもの「生きる力」を育むことを目指し、自立と社会参加に向けた、きめ細やかで専門性の高い教育が行われます。

### Enrollment Process

- 1 まず、糸満市就学支援委員会での判定を受けます。
  - 2 その後、沖縄県就学支援委員会での判定を経て、就学が決定します。
- ✓ 住所と障害種によって、就学する学校が指定されています。

 学校見学は、各学校のホームページをご確認の上、直接お問い合わせください。

# 糸満市在住のお子様を対象となる県立特別支援学校

障害種	指定校	電話番号	所在地
視覚障害	沖縄盲学校	098-889-5375	南風原町兼城473
聴覚障害	沖縄ろう学校	098-932-5475	北中城村字屋宜原415
知的障害	西崎特別支援学校	098-994-6855	糸満市西崎1-1-2
肢体不自由	島尻特別支援学校	098-998-8240	八重瀬町友寄160
病弱	森川特別支援学校	098-945-3008	西原町字森川151

## お子様に最適な学びの場を見つけるための手続き

ここからは、お子様にとって最適な学びの場を決定するための正式な手続きについてご説明します。これは、保護者の皆様、園・学校、そして教育委員会が連携して進める大切なプロセスです。



糸満市就学支援委員会 | 申請までの流れ | 年間スケジュール

# 支援のチーム：糸満市就学支援委員会とは

申請された資料に基づき、専門的な委員がお子様にとって適切な就学支援と教育的措置について審議する機関です。



## 保護者の意思が基本

次年度の学びの場について、園・学校と相談の上、本人・保護者の意思で申請するものです。



## 学校との連携が必須

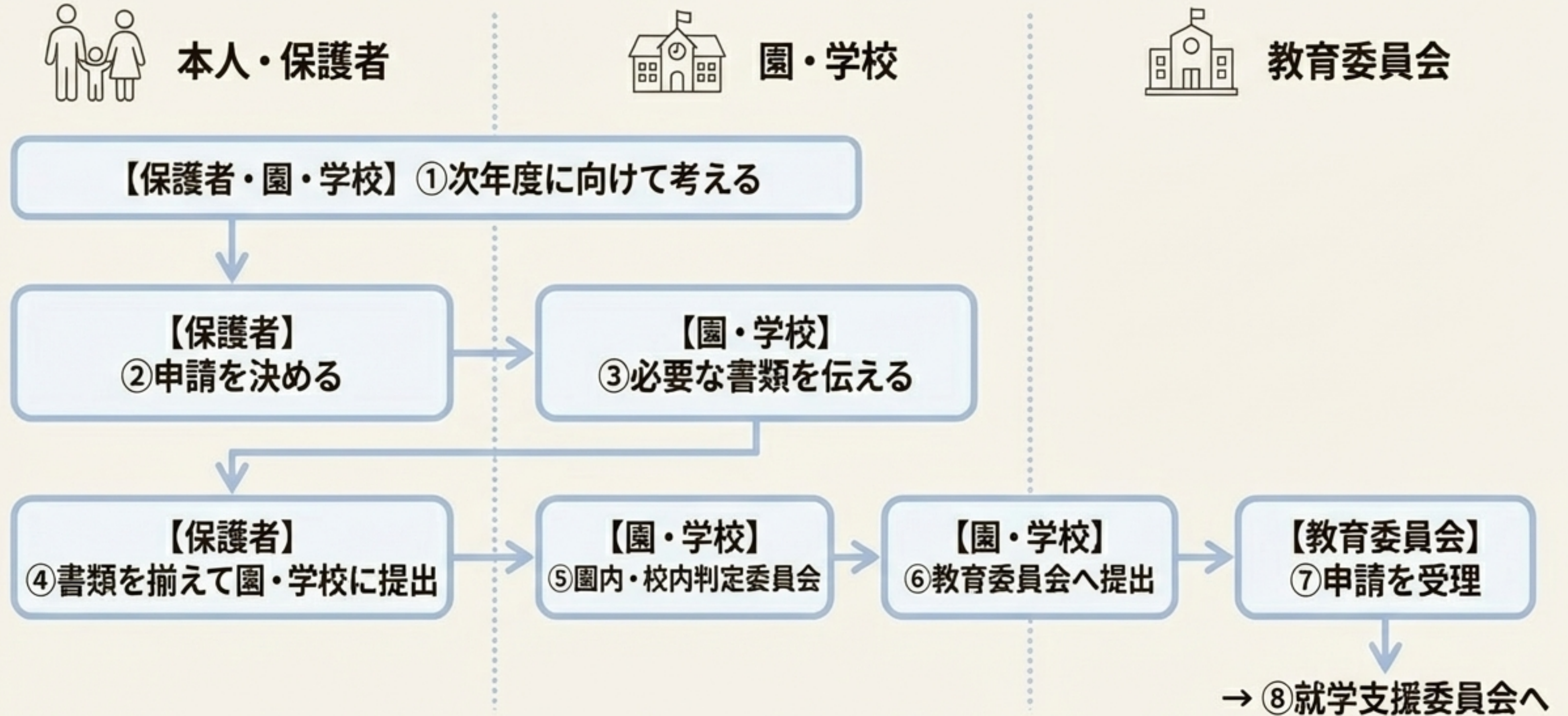
申請は、必ず園や学校内の判定委員会（園内・校内判定委員会）を経て行われます。



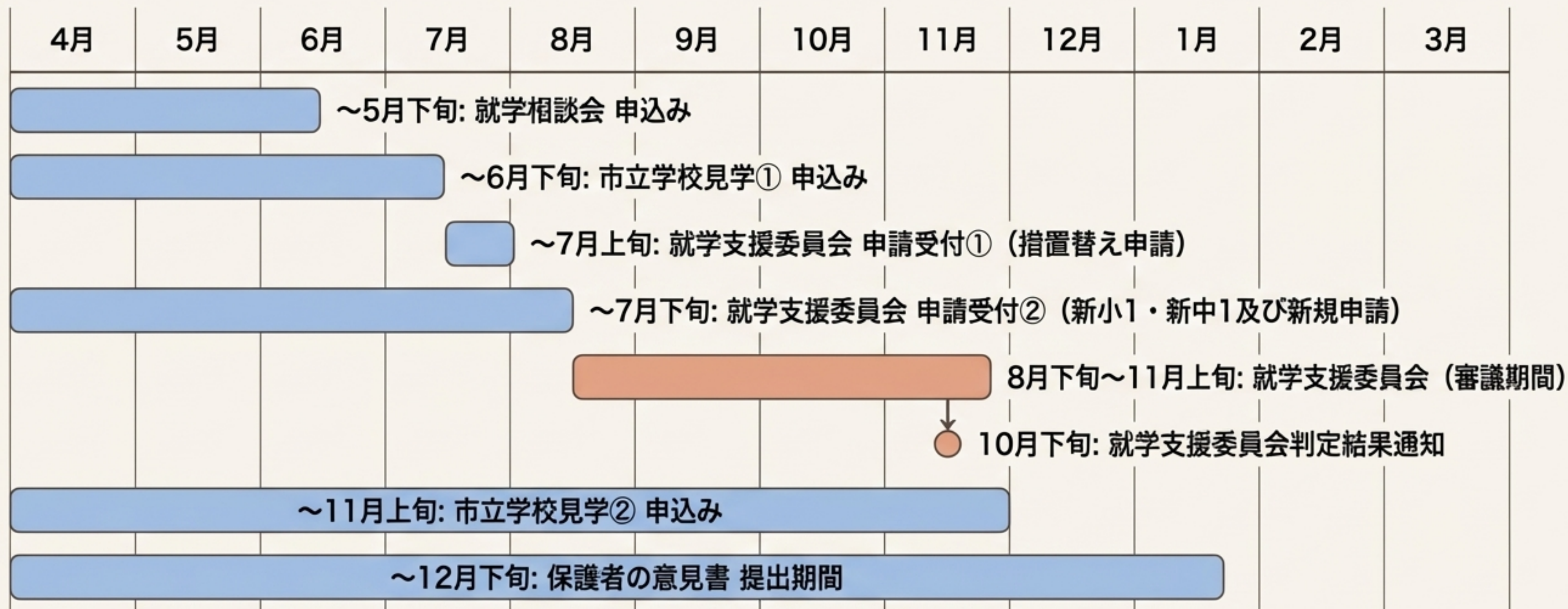
## 判定基準

国の法令や通知に基づいた客観的な基準に則って審議されます。

# 申請までの流れ

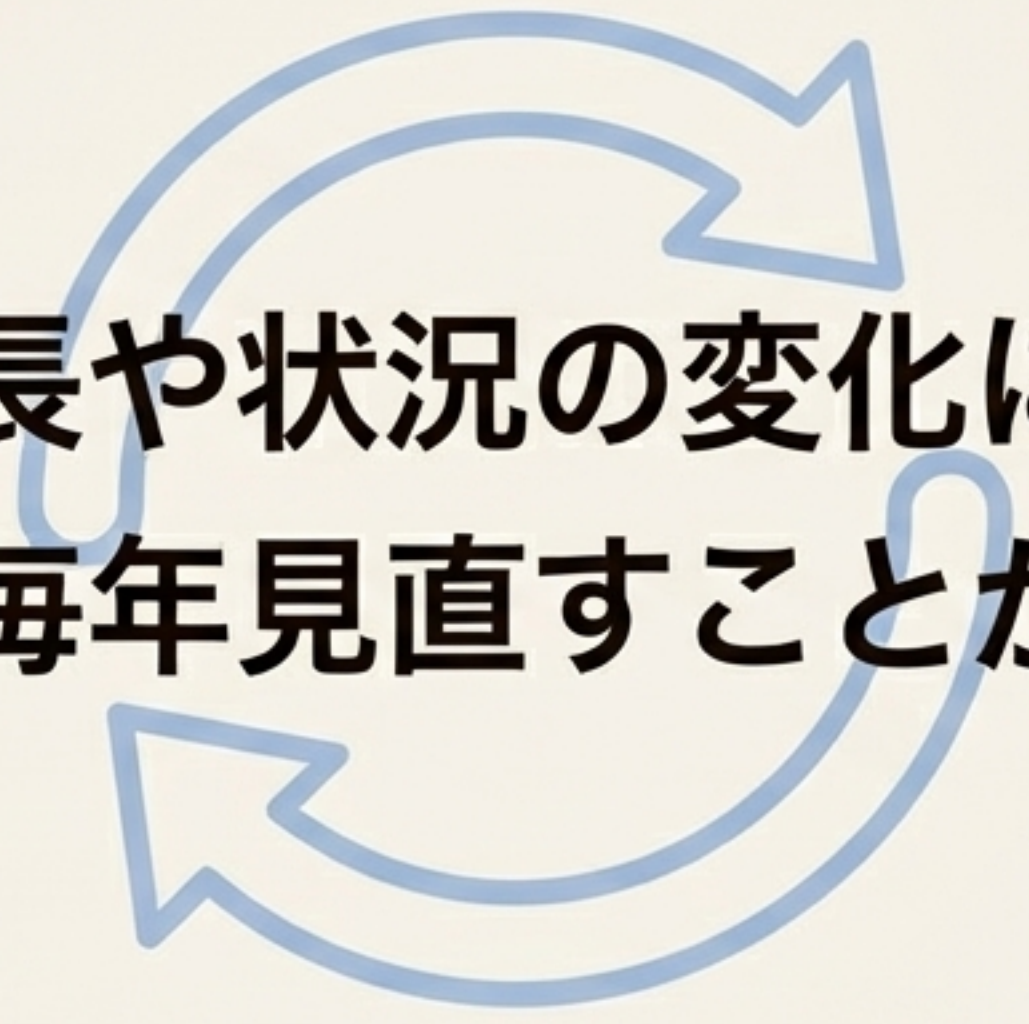


# 年間スケジュール：令和8年度入学に向けた主な動き



県立特別支援学校への申請は、提出期限が個別に定められる場合があります。必ず説明会資料をご確認ください。

# 大切な原則：学びの場は固定ではありません



お子様の成長や状況の変化に合わせて、  
学びの場は毎年見直すことができます。

- ・特に小学校3・4年生は、発達段階における重要な時期であり、学びの場の見直し対象となりやすい学年です。
- ・検討の結果、次年度から学びの場を変更（措置替え）する場合には、改めて就学支援委員会への申請が必要となります。

# 次のステップと相談窓口

## What to Do Next

- 1 まずは、在籍する園・学校にご相談ください**  
お子様の現在の様子を最もよく知る担任の先生や園・学校にご相談いただくことが、最初の重要な一歩です。
- 2 市の相談会や学校見学をご活用ください**  
この資料で紹介した年間スケジュールに沿って開催される相談会や見学に積極的にご参加ください。

### 専門家への相談

#### 糸満市特別支援教育指導 コーディネーター

いつでもご相談いただけます。就学に関するご不安やお悩みなど、お気軽にお電話ください。

電話番号：098-840-8165 